

設 計 書

施 行 年 度	平成 28 年 度	委 託 番 号	
事 業 名	松阪市公共下水道事業	国 費	円
委 託 名	マンホールポンプ設備維持管理業務委託(本庁)	緊 特 費	円
		市 費	円
路 線・河 川 名 等	マンホールポンプ設備	設 計 者 名	西岡豊
委 託 場 所	松阪市高須町外地内		
委 託 費	業 務 価 格	工 期	日 間 平成 29 年 3 月 31 日限り
	円 内 消費税相当額		

松 阪 市

委 託 概 要	
マンホールポンプ設備 N=42.0箇所(平成28年4月～平成29年3月)	
保守点検業務	1.0式
その他の業務	1.0式
定期点検	1.0式
随時点検	1.0式

備 考

積 算 世 代				
単 価	平成	年	月	日
歩 掛	平成	年	月	日
諸経費率	平成	年		

松 阪 市

直接経費積上 1式当り

一位代価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トラック賃料	クレーン装置付 2.0t吊	日				建設機械等損料表(平成27年度版)
ライトバン	2,000cc(供用日当り)	日				建設機械等損料表(平成27年度版)
合 計		式	1.0			
				改め		

第5号

松阪市

保守点検業務 1式当り						
一位代価表						
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者		人				別紙計算表より
副総括		人				別紙計算表より
主任		人				別紙計算表より
技術員		人				別紙計算表より
技能員		人				別紙計算表より
合 計		式	1.0			
				改め		

第1号

松阪市

その他の業務 1式当り						
一位代価表						
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任		人				別紙計算表より
技能員		人				別紙計算表より
その他		人				別紙計算表より
交通誘導員等		人				
合 計		式	1.0			
				改め		

第2号

松阪市

定期点検 1式当り						
一位代価表						
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者		人				別紙計算表より
副総括		人				別紙計算表より
主任		人				別紙計算表より
技術員		人				別紙計算表より
技能員		人				別紙計算表より
潤滑油	タービンスーパー VG32 同等品	式	1.0			
合 計		式	1.0			
				改め		

第3号

松阪市

随時点検 1式当り						
一位代価表						
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者		人				別紙計算表より
副総括		人				別紙計算表より
主任		人				別紙計算表より
技術員		人				別紙計算表より
技能員		人				別紙計算表より
合 計		式	1.0			
				改め		

第4号

松阪市

① 積算条件

マンホールポンプ一覧表

平成28年度

番号	名称	設置年月 (平成)	口径 (mm)	出力 (kw)	吐出量 (m ³ /分)	台数	全揚程 (m)	設置深 (m)	経過年 数	保守点検 その他作業 回数/年	定期点検 回数/年
1	高須町№1	10年3月	50	0.40	0.240	2台	2.80	3.790	18年	12回/年	1回/年
2	高須町№2	10年3月	80	2.20	0.720	2台	6.10	4.340	18年	12回/年	1回/年
3	高須町№3	10年3月	100	3.70	1.340	2台	6.20	5.920	18年	12回/年	1回/年
4	高須町№4	10年3月	80	7.50	1.010	2台	15.40	5.280	18年	12回/年	1回/年
5	高須町№5	10年3月	50	0.40	0.140	2台	4.70	4.200	18年	12回/年	1回/年
6	高須町№6	12年7月	80	3.70	0.360	2台	10.70	3.348	16年	12回/年	1回/年
7	白粉町№1	11年3月	50	0.40	0.160	2台	3.00	2.400	17年	12回/年	1回/年
8	六軒町№1	11年5月	80	1.50	0.200	2台	3.10	4.211	17年	12回/年	1回/年
9	大黒田町№1	12年4月	50	0.40	0.080	2台	1.50	2.150	16年	6回/年	1回/年
10	大黒田町№2	28年4月	50	0.40	0.080	2台	4.20	3.594	0年	6回/年	1回/年
11	春日町№1	13年3月	80	1.50	0.700	2台	3.90	5.273	15年	12回/年	1回/年
12	船江町№1	13年5月	50	0.40	0.240	1台	2.70	1.800	15年	12回/年	1回/年
13	船江町№2	15年1月	80	1.50	0.300	2台	7.10	4.513	13年	12回/年	1回/年
14	殿町№1	14年11月	50	0.40	0.160	2台	2.70	3.777	14年	6回/年	1回/年
15	豊原町№1	16年4月	80	3.70	0.820	2台	7.54	7.600	12年	12回/年	1回/年
16	豊原町№2	18年4月	50	0.40	0.080	2台	4.30	3.199	10年	12回/年	1回/年
17	豊原町№3	18年4月	50	0.40	0.090	2台	4.80	3.299	10年	12回/年	1回/年
18	豊原町№4	19年4月	50	0.40	0.080	2台	3.90	3.900	9年	6回/年	1回/年
19	豊原町№5	24年4月	80	2.20	0.630	2台	5.90	5.829	4年	12回/年	1回/年
20	西黒部町№1	16年7月	80	1.50	0.160	2台	3.80	3.580	12年	12回/年	1回/年
21	西黒部町№2	19年4月	65	1.50	0.160	2台	7.70	4.311	9年	6回/年	1回/年
22	京町№1	17年2月	65	1.50	0.268	2台	7.00	6.360	11年	12回/年	1回/年
23	垣鼻町№1	19年4月	80	2.20	0.640	2台	7.00	6.148	9年	12回/年	1回/年
24	垣鼻町№2	25年4月	50	0.75	0.080	2台	4.90	3.757	3年	6回/年	1回/年
25	下村町№1	19年4月	150	11.00	2.890	2台	11.90	11.900	9年	12回/年	1回/年
26	下村町№2	22年4月	50	0.75	0.159	2台	6.30	4.310	6年	6回/年	1回/年
27	中央町№1	20年9月	50	0.40	0.071	2台	3.20	2.803	8年	6回/年	1回/年
28	町平尾町№1	22年4月	150	3.70	1.920	2台	3.50	5.590	6年	6回/年	1回/年
29	町平尾町№2	24年4月	100	5.50	1.190	2台	5.70	4.907	4年	6回/年	1回/年
30	町平尾町№3	25年4月	50	0.40	0.160	2台	3.20	3.242	3年	6回/年	1回/年
31	町平尾町№4	27年3月	65	0.75	0.290	2台	6.00	4.296	1年	6回/年	1回/年
32	町平尾町№5	28年4月	50	0.40	0.080	2台	3.40	2.742	0年	6回/年	1回/年
33	駅部田町№1	23年5月	50	0.75	0.159	2台	6.00	4.620	5年	12回/年	1回/年
34	駅部田町№2	23年5月	50	0.75	0.159	2台	5.70	4.320	5年	12回/年	1回/年
35	駅部田町№3	26年4月	50	1.50	0.240	2台	8.10	3.689	2年	6回/年	1回/年
36	久保町№1	25年4月	65	5.50	0.250	2台	15.30	4.191	3年	12回/年	1回/年
37	久保町№2	25年4月	65	1.50	0.160	2台	5.20	3.382	3年	6回/年	1回/年
38	久保町№3	26年4月	50	0.75	0.080	2台	4.90	4.360	2年	6回/年	1回/年
39	久保町№4	28年4月	65	1.50	0.160	2台	11.70	4.253	0年	6回/年	1回/年
40	川井町№1	26年4月	150	11.00	2.860	2台	13.00	13.690	2年	6回/年	1回/年
41	川井町№2	28年4月	50	0.40	0.080	2台	3.50	2.991	0年	6回/年	1回/年
42	松崎浦町№1	26年9月	65	1.50	0.361	2台	5.74	5.550	2年	6回/年	1回/年

マンホールポンプ設備維持管理業務委託(本庁)

特記仕様書

松阪市上下水道部 下水道建設課

本業務は、松阪市が設置した公共下水道マンホールポンプ施設について保守点検業務を行うものである。

1. 業務場所の所在地及び名称

- 1) 高須町№1マンホールポンプ
- 2) 高須町№2マンホールポンプ
- 3) 高須町№3マンホールポンプ
- 4) 高須町№4マンホールポンプ
- 5) 高須町№5マンホールポンプ
- 6) 高須町№6マンホールポンプ
- 7) 白粉町№1マンホールポンプ
- 8) 六軒町№1マンホールポンプ
- 9) 大黒田町№1マンホールポンプ
- 10) 大黒田町№2マンホールポンプ
- 11) 春日町№1マンホールポンプ
- 12) 船江町№1マンホールポンプ
- 13) 船江町№2マンホールポンプ
- 14) 殿町№1マンホールポンプ
- 15) 豊原町№1マンホールポンプ
- 16) 豊原町№2マンホールポンプ
- 17) 豊原町№3マンホールポンプ
- 18) 豊原町№4マンホールポンプ
- 19) 豊原町№5マンホールポンプ
- 20) 西黒部町№1マンホールポンプ
- 21) 西黒部町№2マンホールポンプ
- 22) 京町№1マンホールポンプ
- 23) 垣鼻町№1マンホールポンプ
- 24) 垣鼻町№2マンホールポンプ
- 25) 下村町№1マンホールポンプ
- 26) 下村町№2マンホールポンプ
- 27) 中央町№1マンホールポンプ
- 28) 町平尾町№1マンホールポンプ
- 29) 町平尾町№2マンホールポンプ
- 30) 町平尾町№3マンホールポンプ
- 31) 町平尾町№4マンホールポンプ
- 32) 町平尾町№5マンホールポンプ
- 33) 駅部田町№1マンホールポンプ
- 34) 駅部田町№2マンホールポンプ
- 35) 駅部田町№3マンホールポンプ
- 36) 久保町№1マンホールポンプ
- 37) 久保町№2マンホールポンプ
- 38) 久保町№3マンホールポンプ
- 39) 久保町№4マンホールポンプ
- 40) 川井町№1マンホールポンプ
- 41) 川井町№2マンホールポンプ
- 42) 松崎浦町№1マンホールポンプ

2. 業務委託の範囲

本業務委託の適用範囲は、別紙に示す施設とする。

3. 業務委託の期間

本業務委託の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

4. 法令の遵守

受託者は、業務の履行にあたっては、契約書により義務付けられた労働関係法令を遵守するとともに、維持管理業務の履行に必要な下水道法をはじめとする関係法令を厳守すること。

なお、関係各法令について施設設置者である委託者の責務と定められている事項については、業務委託範囲外とする。

5. 業務の内容

本業務は、通常点検、定期点検及び異常発生時の緊急出動からなるものとする。

1) 通常点検(保守点検業務・その他の業務)

- ポンプ設備点検 電流値及び絶縁抵抗値の測定
異音、振動及び外観点検
- 電気設備点検 漏電遮断器の動作試験
自動運転の動作試験
ランプ類の点灯確認
全体の目視外観点検
警報回路及び異常時通報装置の動作点検
- 設備点検 し渣、スカム除去処分
槽内沈砂堆積状況点検
逆止弁動作確認
ポンプ稼働時間の記録
- 点検の時期 MP施設 年12回(22箇所)
※ 別紙参照 MP施設 年6回(20箇所)
毎月10～20日に実施(原則前回点検日と日を合わせる)
天候等により、順延が必要な場合は市の担当者と協議すること
※ 定期点検の際に、年1回通常点検を兼ねることとする。

2) 定期点検・その他の業務

- ポンプ引き上げ点検 インペラー等外観点検及びオイル交換
- 揚水量確認点検 吐出部での目視点検
- 電気設備精密点検 警報動作試験
全警報の発報
ネジ等緩み点検
端子等の増締め
- 全体設備点検 配管設備 逆止弁動作確認
槽全体 槽内清掃沈砂除去処分
槽内外観点検(亀裂、漏水、錆等)
- 点検の時期 各マンホールポンプ施設 年1回・・・5～7月に実施すること

- 3) 異常発生時の緊急出動(随時点検・その他の業務)
- 設備の異常発生時には、ただちに現場に急行し、適切な処置を講じ、施設の正常な運転を確保するものとする。(吐出集合管脱着等の運転確保に必要な全ての作業を含む。)
- なお、設備の異常発生から遅くとも1時間以内には現場に到着し、状況に応じた必要人員を確保し、作業を開始できるものとする。
- 処置完了後には速やかに市の担当者へ報告する。
(完了が難しい場合は、途中経過を報告すること。)
- また上記内容の発生は通報ではなく、市の担当者から指示することもある。

※ その他の業務は、マンホールポンプ槽内の除塵、除砂、スカム除去、堆積物の処分、簡易的な洗浄清掃等の作業とする。

6. 業務の実施に関する留意事項

- 1) 道路上のマンホールを開けて点検作業等を行う場合は、交通整理員を1名以上配置し作業をおこなうこと。ただし、異常発生時の緊急出動によりやむをえず交通整理員の配置ができない場合はこの限りではない。
- 2) 受託者は委託業務着手日までに前年度までの受託者と円滑に業務の引継を行うとともにマンホールポンプ施設からの異常時通報先を受託者へ設定しなければならない。
なお、前年度までの受託者から引継に要する費用は受託者が負担するものとする。
- 3) 通常点検及び定期点検の日時については、市の担当者と協議し決定すること。
原則は毎月同日を目安に行うこと。
- 4) 委託者より支給のあった部品等による簡易な作業を行うこと。
(フロート式水位計の交換、電気部品の交換)
- 5) 本業務内容から逸脱する修繕を要するときは、正常運転に要する応急処置を講じた後、直ちに市の担当者に連絡し、指示を受けるものとする。
- 6) 不測の停電時においては、可搬式自家発電機により、施設の正常な運転を確保する。
- 7) マンホール内の作業について、事故災害の発生を防止するため、換気や足場等に十分注意して行うこと。
- 8) 本業務の実施においては、市の担当者と連絡を密にとり、業務の確実性と安全を図ること。
- 9) 第2種酸素欠乏危険作業主任者(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者)、第1種電気工事士の有資格者を配置すること。
- 10) 作業の必要性により、小型移動式クレーン運転技能者、玉掛技能者を配置すること。
- 11) 停電時を想定して自家発電設備を使用した訓練を年1回以上行うこと。
- 12) 清掃等に必要電源や水道については、受託者で用意すること。

7. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

- 1) 委託業務着手届
- 2) 業務統括責任者選任通知書（経歴書、技能講習修了書の写し添付のこと）
- 3) 業務計画書
- 4) 使用測定機器一覧表（校正済であることが確認できる書面も添付）

(2) 受注者は、業務が完了した時は、速やかに次の書類を提出すること。

- 1) 委託業務完成届

(3) その他

- 1) 月間完了届（作業内容を確認できる写真も添付すること。）
毎月3営業日以内に提出すること
- 2) 機器故障、不具合、警報が出た場合は、不具合報告書
発生から3営業日以内に提出すること
- 3) 市の担当者が、履行上必要とされる書類

1) 高須町№1マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.24m ³ /min
全揚程	2.80m
出力	0.4kw
台数	2台

2) 高須町№2マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	0.72m ³ /min
全揚程	6.10m
出力	2.2kw
台数	2台

3) 高須町№3マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ100mm
吐出量	1.34m ³ /min
全揚程	6.20m
出力	3.7kw
台数	2台

4) 高須町№4マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	1.01m ³ /min
全揚程	15.4m
出力	7.5kw
台数	2台

5) 高須町№5マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.14m ³ /min
全揚程	4.70m
出力	0.4kw
台数	2台

6) 高須町№6マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	0.36m ³ /min
全揚程	10.70m
出力	3.7kw
台数	2台

7) 白粉町№1マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.16m ³ /min
全揚程	3.00m
出力	0.4kw
台数	2台

8) 六軒町№1マンホールポンプ

マンホール形式	1号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	0.20m ³ /min
全揚程	3.10m
出力	1.5kw
台数	2台

9) 大黒田町№1マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.08m ³ /min
全揚程	1.50m
出力	0.4kw
台数	2台

10) 大黒田町№2マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.08m ³ /min
全揚程	4.20m
出力	0.40kw
台数	2台

11) 春日町№1マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	0.70m ³ /min
全揚程	3.90m
出力	1.5kw
台数	2台

12) 船江町№1マンホールポンプ

マンホール形式	1号マンホール
制御盤	屋外自立ポール回転灯警告型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.24m ³ /min
全揚程	2.70m
出力	0.4kw
台数	1台

13) 船江町№2マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	0.30m ³ /min
全揚程	7.10m
出力	1.5kw
台数	2台

14) 殿町№1マンホールポンプ

マンホール形式	1号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.16m ³ /min
全揚程	2.70m
出力	0.4kw
台数	2台

15) 豊原町№1マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	0.82m ³ /min
全揚程	7.54m
出力	3.7kw
台数	2台

16) 豊原町№2マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.08m ³ /min
全揚程	4.30m
出力	0.4kw
台数	2台

17) 豊原町№3マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.09m ³ /min
全揚程	4.80m
出力	0.4kw
台数	2台

18) 豊原町№4マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.08m ³ /min
全揚程	3.90m
出力	0.4kw
台数	2台

19) 豊原町№5マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	0.63m ³ /min
全揚程	5.90m
出力	2.2kw
台数	2台

20) 西黒部町№1マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	0.16m ³ /min
全揚程	3.80m
出力	1.5kw
台数	2台

21) 西黒部町№2マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ65mm
吐出量	0.16m ³ /min
全揚程	7.70m
出力	1.5kw
台数	2台

22) 京町№1マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ65mm
吐出量	0.268m ³ /min
全揚程	7.00m
出力	1.5kw
台数	2台

23) 垣鼻町№1マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ80mm
吐出量	0.64m ³ /min
全揚程	7.00m
出力	2.2kw
台数	2台

24) 垣鼻町№2マンホールポンプ

マンホール形式	1号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.08m ³ /min
全揚程	4.90m
出力	0.75kw
台数	2台

25) 下村町№1マンホールポンプ

マンホール形式	4号マンホール
制御盤	屋内閉鎖自立自動通報型
ポンプ設備	水中スクリーュー式渦流ポンプ
口径	φ150mm
吐出量	2.89m ³ /min
全揚程	11.90m
出力	11.0kw
台数	2台

26) 下村町№2マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.159m ³ /min
全揚程	6.30m
出力	0.75kw
台数	2台

27) 中央町№1マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.071m ³ /min
全揚程	3.20m
出力	0.4kw
台数	2台

28) 町平尾町№1マンホールポンプ

マンホール形式	4号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	水中スクリーュー式渦流ポンプ
口径	φ150mm
吐出量	1.92m ³ /min
全揚程	3.50m
出力	3.7kw
台数	2台

29) 町平尾町№2マンホールポンプ

マンホール形式	3号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ100mm
吐出量	1.19m ³ /min
全揚程	5.70m
出力	5.5kw
台数	2台

30) 町平尾町№3マンホールポンプ

マンホール形式	1号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.16m ³ /min
全揚程	3.20m
出力	0.40kw
台数	2台

31) 町平尾町№4マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ65mm
吐出量	0.29m ³ /min
全揚程	6.00m
出力	0.75kw
台数	2台

32) 町平尾町№5マンホールポンプ

マンホール形式	1号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.08m ³ /min
全揚程	3.40m
出力	0.40kw
台数	2台

33) 駅部田町№1マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.159m ³ /min
全揚程	6.00m
出力	0.75kw
台数	2台

34) 駅部田町№2マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.159m ³ /min
全揚程	5.70m
出力	0.75kw
台数	2台

35) 駅部田町№3マンホールポンプ

マンホール形式	
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.240m ³ /min
全揚程	8.10m
出力	1.50kw
台数	2台

36) 久保町№1マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ65mm
吐出量	0.25m ³ /min
全揚程	15.30m
出力	5.5kw
台数	2台

37) 久保町№2マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ65mm
吐出量	0.16m ³ /min
全揚程	5.20m
出力	1.5kw
台数	2台

38) 久保町№3マンホールポンプ

マンホール形式	
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.08m ³ /min
全揚程	4.90m
出力	0.75kw
台数	2台

39) 久保町№4マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ65mm
吐出量	0.16m ³ /min
全揚程	11.70m
出力	1.50kw
台数	2台

40) 川井町№1マンホールポンプ

マンホール形式	
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ150mm
吐出量	2.860m ³ /min
全揚程	13.00m
出力	11kw
台数	2台

41) 川井町No.2マンホールポンプ

マンホール形式	1号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ50mm
吐出量	0.08m ³ /min
全揚程	3.50m
出力	0.4kw
台数	2台

42) 松崎浦町№1マンホールポンプ

マンホール形式	2号マンホール
制御盤	屋外自立ポール自動通報型
ポンプ設備	着脱式ノズル付水中渦流ポンプ
口径	φ65mm
吐出量	0.361m ³ /min
全揚程	5.740m
出力	1.50kw
台数	2台







